

○牧之原市飲料水タンク設置普及事業費補助金交付要綱

平成21年3月27日

告示第98号

改正 平成24年1月4日告示第4号

(趣旨)

第1条 市長は、地震災害発生時において、非常用飲料水を確保するために、飲料水の備蓄可能な貯水槽等を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、牧之原市補助金等交付規則(平成17年牧之原市規則第28号)及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 牧之原市内に建築された個人の所有する居住を目的とした建物をいう。(同一建物で店舗及び事務所兼用住宅を含む。)
- (2) 飲料水タンク ステンレス製で水道事業管理者が承認する飲料水の備蓄可能な貯水槽等をいう。(法令等にて設置を義務づけられているもの及びあらかじめ設置を必要とするものを除く。)
- (3) 申請者 住宅所有者が本人若しくは生計を同じくする同一世帯又は共有名義人のいずれかの名義人で市税等を滞納していない者をいう。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助の対象及び補助額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 申請者は補助金の交付の申請をしようとするときは、あらかじめ水道事業管理者の承認を得て、交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 購入する機器の価格、仕様等の事項を明示した書類
- (2) 給水装置工事申込書等の写し(水道事業管理者の承認を得たもの)

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付の決定において、次に掲げる条件を付する。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業費の20パーセントを超える変更又は補助金の増額をしようとする場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長の指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物(以下「財産」という。)については、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供して

はならない。

(4) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(7) その他市長が必要と認める条件

(変更の承認申請)

第7条 申請内容に変更の承認を受けようとするときは、変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、変更承認書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業が完了したときは、実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 給水装置工事の完了検査済証の写し

イ 請求書の写し

ウ 領収書の写し

エ 完成写真

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定の日であった日の属する年度の末日のいずれか早い日まで

(交付の確定)

第10条 市長は、実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助金を請求するときは、前条に規定する交付確定通知書を受領した日から起算して14日を経過した日までに請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(牧之原市飲料水タンク設置普及事業費補助金交付要綱の廃止)

2 牧之原市飲料水タンク設置普及事業費補助金交付要綱(平成17年牧之原市告示第19号)(以下「旧告示」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の際、現に旧告示の規定によりなされた手続きその他の行為は、この告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成24年1月4日告示第4号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

補助の対象	補助率 (額)
飲料水タンクの購入に要する費用 (水道事業管理者が認めるもの)	2分の1以内 (1,000円未満の端数を切り捨てた額) 1基につき15万円を限度とする。
貯水能力を有する機器で、特に水道事業管理者が設置を認めるものの購入に要する費用	2分の1以内 (1,000円未満の端数を切り捨てた額) 1基につき15万円を限度とする。

備考 補助の対象となる経費は、非常用飲料水タンク本体及びその付属品で送料、取付費、申請費等は含まない。